聖 籠 町 職 員  $\mathcal{O}$ 通 勤 手 当  $\mathcal{O}$ 支 12 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正

す る 規 則 を  $\sum_{i}$ 12 公 布 す る

平 成 + 五. 年 三 月 + 九 日

聖 籠 町 長 渡 邊 廣 吉

聖 籠 町 規 則 第 + 三 뭉

聖 籠 町 職 員  $\mathcal{O}$ 通 勤 手 当  $\mathcal{O}$ 支 給 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を

改 正 す る 規 則

12 年 律 五. 第 第 聖 籠 籠 法 十 + 地 律 五. 町 条 方 第 規 職 公 則 員  $\mathcal{O}$ 務 百 第  $\mathcal{O}$ 第 員 六 通 号 勤  $\mathcal{O}$ 育 項 手 児 号 児 第 当  $\mathcal{O}$ 三 休  $\mathcal{O}$ 号 業 業 部 支 法 等 下 中 を に 12 法 関 に 地  $\mathcal{O}$ 改 す 方 す لح 8 る う る 法 務 に 規 う 律 員 改 則 法 正 平 す 昭 成 昭 る 和 を 三 和 几 年 法 +

第 +五 条  $\mathcal{O}$ 三 第 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 改 8 る

百

뭉

を

育

る

2 項 が わ す る لح に \_ る そ 場 が 号 前 で 5 各 9 ず き 月  $\mathcal{O}$ 合 当 号 項 11 る 第  $\mathcal{O}$ 日 に 該 定 7 同 前 は 期 8 掲 が 号 項 月 月 間 げ 次 る 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 期 る  $\mathcal{O}$ 該 係 掲 規 ま 初 間 号 定 で 日 事 る 由 で 由 最 係 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 該 準 期 あ が 初 る 普 最 当 ず 間 る 生 通  $\mathcal{O}$ ず 後 す n 交 7 支 通 る  $\mathcal{O}$ る カン 0  $\mathcal{O}$ 初 月 機 撂 単 あ 関 7 日  $\mathcal{O}$ 由 前 等 位 期 な 月 限 る 又 同 7 お 事 は 間 は 以 る 項 る 1 前 を 日 由 新  $\mathcal{O}$ 7 定 規 そ  $\mathcal{O}$ 明 幹 属 前 定 生 が 8  $\mathcal{O}$ 6 ず 前 条 に カコ る 日 す カ る 項 第 道  $\mathcal{O}$ る で カコ 属 月 第 等 あ

\_\_ 離 法 第 を す る + 八 条 لح  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 退 職 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

受 職 員 け 法 第 派 遣 育 五 児 を + 休 五 さ 業 条 n 法  $\mathcal{O}$ 第 研 修 第 条 等 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 た た 定 8 だ 書 旅 ょ 行 1) に 育 を 規 児 定 休 す 業 又 る は を 許 休 可 暇 を

により通勤しないこととなること。

三 勤 務 態 様  $\mathcal{O}$ 変 更 に ょ り 通 勤  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 負 担 す る 運 賃  $\mathcal{O}$ 

額に変更があること。

兀 そ  $\mathcal{O}$ 他 町 長  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る が 生 る لح

第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 中 地 方 公 務 員  $\mathcal{O}$ 育 児 休 業 等 に す

る法律」を「育児休業法」に改める。

附則

 $\mathcal{O}$ 規 則 は 平 成 +五. 年 月 日 カゝ 5 施 行 す る